

## 8



## 定年後のマネープラン

## 定年後の収入について予想を立てましょう

## ① 公的年金額の把握

まず大きな柱として公的年金があります。50歳を超えると「ねんきん定期便」で年金予想額を確認することができます。また、継続雇用等で働く場合には受け取る年金額が減額される場合もありますので（在職老齢年金）、どれくらいの給与だと自分の年金はどれくらい減額になるのかを、年金事務所にて試算をしてもらっておくとよいでしょう。またねんきんネットに登録するとネット上で試算ができます。

老齢基礎年金	[ ]歳から [ ]円
老齢厚生年金	[ ]歳から [ ]円

## ② 継続雇用等で働いた場合の給与の把握

正確な給与を在職中から把握することは難しいと思いますが、ザックリでよいので把握しておきましょう。

継続雇用・その他の収入予定	[ ]円
---------------	------

## ③ 私的な年金額の把握

企業年金等：厚生年金基金に加入している場合、基金から受け取る年金額はねんきん定期便で確認することはできません。それぞれの厚生年金基金先または企業年金連合会で把握しておきましょう。

確定給付企業年金：勤め先を通じて各企業年金にて把握しましょう。

確定拠出年金：企業型の場合には運営管理機関、個人型の場合には国民年金連合会にて把握しましょう。

個人年金：加入している金融機関にて確認しましょう。

[ ]円
------

## ④ 退職金の把握

退職金のもらい方（一時金制度か・年金制度か）を確認し、金額も把握しておきましょう。

一時金 [ ]円
年金 [ ]円

## ⑤ その他の金融資産

預金、保険金、その他の金融資産の状況を把握し、一覧表にしておくといよいでしょう。

種類	金額
[ ]	[ ]円
[ ]	[ ]円
[ ]	[ ]円

## 知ってトクする！

## 金融商品の特徴

金融商品は商品によって特徴が違い、その特徴には流動性（換金性）、安全性、収益性という側面があります。このすべての特徴を持ち合わせている金融商品はありませので、バランスよく金融商品を所持することが必要です。

流動性	金融商品をどれくらい自由に現金化できるかどうか。換金性ともいう。 (代表的な商品：普通預金、通常貯金等)
安全性	預けたお金が目減りしたり、予想外の損を被ることなく戻ってくる度合い。 (代表的な商品：定期性預貯金、貸付信託等)
収益性	どれだけ大きく増やせるかを示す度合い。 (代表的な商品：株式、株式投資信託等)

## 支出について予想を立てましょう

### ①生活費の把握

暮らす地域で物価も違い、生活費も変わってきます。50歳を超えたら、将来「どこでどんな暮らし」をするか考えましょう。どのような生活をするかで生活費の総額は大きく変わります。

### ②住宅

現状の家に住むのか、子どもと一緒に暮らすのか、老人ホーム等で暮らすのか。移り住む場合現在の家をどうするのか（家売る／家買い替える／家を貸す）を考えましょう。また、住宅が賃貸の人は「家賃」を一生支払っていく必要がありますので、家賃分を含めて生活費を考える必要があります。

### ③ローン

住宅ローン、その他ローンの残額を把握して、収入の少なくなる定年を迎える前に完済あるいはローンの減少ができるよう繰上げ返済等も考えていきましょう。

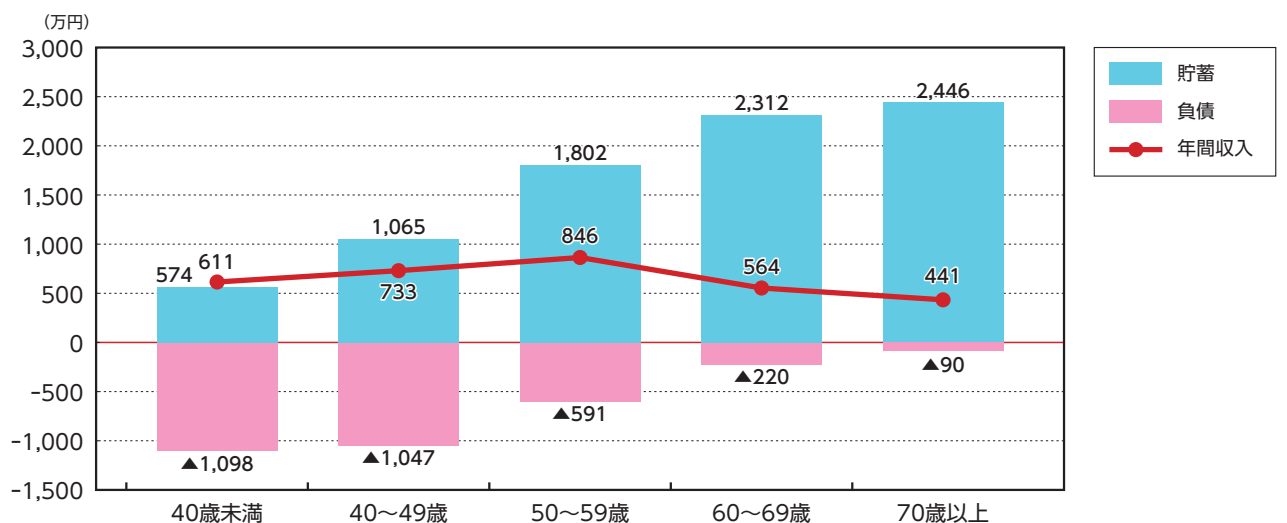
### ④社会保険料

定年でリタイアした場合に健康保険の扶養者がいる場合、家族の健康保険はどうするか考えましょう。任意継続でしたら、2年間は扶養とすることができますが、国民健康保険では扶養という概念がありませんので、それぞれの保険料を支払うことになります。75歳を超えるとすべての人が「後期高齢者医療保険制度」に加入し、それぞれが保険料を支払うことになります。健康保険料と介護保険料は一生支払っていくものですので、健康保険制度について確認しておきましょう。

### ⑤リスクへの備え

家族に万が一のことがあった場合、家族が入院した場合、災害や火事に巻き込まれた場合等を想定して、加入中の生命保険および損害保険について把握しておきましょう。加入先の保険会社に内容を確認し、契約の不要な部分は解除し、必要な部分は加えましょう。一覧表にしておくことをおすすめします。また、公的制度でカバーできる部分についても確認をしておくといよいでしょう。

## ≫ (参考) 世帯主の年齢階級別1世帯あたりの貯蓄・負債現在高、年間収入(2016年)



出所：総務省「家計調査（二人以上の世帯）」（平成28年）

## 収入と支出を把握したら

収入および支出を把握したら、そのデータを基にキャッシュフロー表を作成しましょう。最近では以前と比べ結婚が遅くなってきています。その影響で60歳時に住宅ローンが残っていたり、あるいは教育費の負担がまだまだかかる場合があります。そのためにも支出を把握し、それを基にキャッシュフロー表を作成し、自分の家の収支状況・預貯金の残高等を確認することが必要です。

### ≫ キャッシュフロー表(Aさんの例)

西暦(年)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
Aさん(歳)	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
妻(歳)	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
Aさん収入	800	800	800	400	400	400	200	200				
(公的年金)								120	240	240	200	200
妻収入												
(公的年金)						60	60	60	60	60	90	90
その他				2,000								
収入計	800	800	800	2,400	400	460	260	380	300	300	290	290
生活費	420	420	420	360	360	360	360	360	360	360	360	360
住宅費	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
ローン返済	219	219	219	219	219	219	219	219				
保険料	57	57	57	57	57	57	38	3	3	3	3	3
税・社保	168	168	168	80	80	80	40	40	36	36	36	36
その他							100		100		100	
支出計	877	877	877	729	729	729	770	635	512	412	512	412
年間収支	-77	-77	-77	1671	-329	-269	-510	-255	-212	-112	-222	-122
貯蓄残高	1,540	1,463	1,386	3,057	2,728	2,459	1,949	1,694	1,482	1,370	1,148	1,026

西暦(年)	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
( )												
( )												
( )収入												
(公的年金)												
( )収入												
(公的年金)												
その他												
収入計												
生活費												
住宅費												
ローン返済												
保険料												
税・社保												
その他												
支出計												
年間収支												
貯蓄残高												

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

## 小耳を拝借 ⑥11)

### やりたいことをやれる資金と身体を

日本人に相変わらず人気のハワイでの老後生活。日本人だけでなく、アメリカ人、カナダ人やイタリア人、ドイツ人などの避寒リゾートとしても人気で、毎年寒い時期はハワイで暮らしている方も多いようです。

先日、ハワイ旅行に行ったときに、バス停で日本人のシニア女性に出会いました。60歳を過ぎて、やり残したことをやりたい!と考へ、若いときに親に反対されてできなかった海外留学をしよう!と思い立ったそうです。語学学校に留学するビザをとり、いろんな国からやってきた若い人に交じって必死よ、と笑っていました。ハワイで暮らすと聞くとお金持ちのすることのようですが、ひと間のアパート暮らして移動はバスか徒歩、空いた時間に留学生ビザで、ショッピングセンターでのアルバイト等をすればなんとか暮らしていけるそうです。悠々自適の海外シニア生活もよいですが、若いときにやれなかったことを今から、というシニアプランもよいかもしれませんね。

最近では、孫と共に、ハワイやニュージーランドなどへ海外留学をする方もいらっしゃいます。お孫さんの成長を間近で見られる点も人気のようです。

## 知ってトクする!

### 生前贈与で節税を

子どもへの資金援助の一つとして生前贈与の活用があります。

#### ◆教育資金非課税制度 (1,500万円まで非課税)

贈与者：直系尊属

受贈者：子・孫 (30歳になるまで)

利用目的：入学金、授業料、学用品費、留学渡航費 ほか

#### ◆結婚・子育て資金非課税制度

(1,000万円まで非課税・結婚関係は300万円まで)

贈与者：直系尊属

受贈者：子・孫 (20歳以上50歳未満)

利用目的：結婚に際して支出する費用

住宅・引越しに要する費用の一部

妊娠、出産、育児に関する費用